

東庄町の給与・定員管理等について

(平成27年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

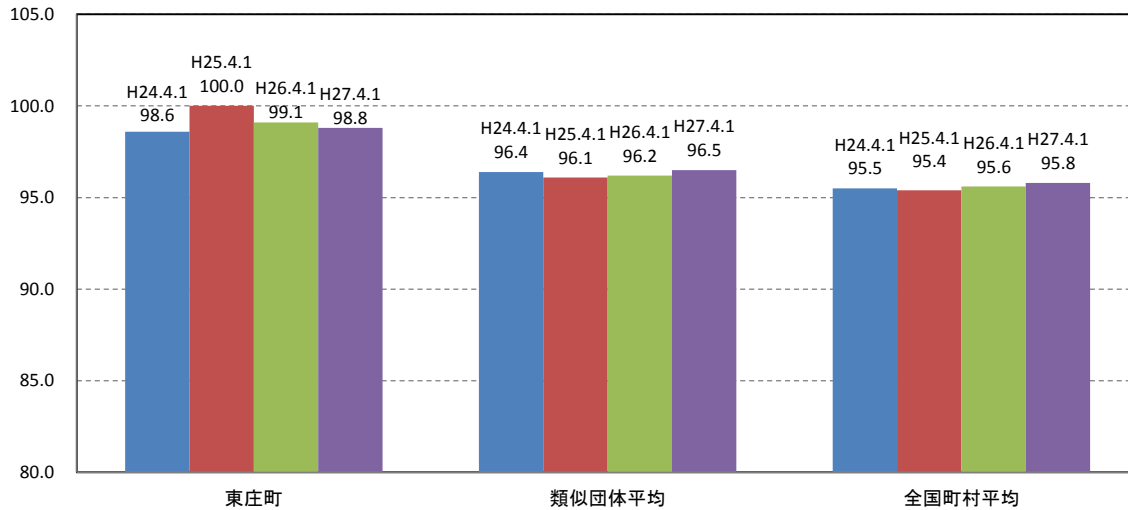
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	14,848	4,601,826	579,737	977,858	21.2	20.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	103	412,409	39,423	151,109	602,941	5,854	【平成26年度】 5,584	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び見込み。

①～③のいずれも該当しません。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	(参考)千葉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		
平成27年度	384,321 円	381,098 円	3,223 円	0.85 %	0.3 %	0.4%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、千葉県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	(参考)千葉県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の年間支給月数
	民間支給割合A	公務員支給割合B	較差 A-B	勧告(改定月数)		
平成27年度	4.22 月	4.10 月	0.12 月	0.10 月	4.20 月	4.20 月

(注)「民間支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額です。

※ 東庄町は人事委員会が未設置であるため、千葉県人事委員会の勧告に準じて給与改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(実施時期) 平成27年4月1日
(内 容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表(一)で平均2.0%、最大2.3%の引下げを行いました。
なお、国と同様に激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

※ 東庄町は地域手当を支給していません。			
	平成26年度の割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
東庄町の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)
管理職手当について、国と同様に定額化する見直しを実施(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	44.2 歳	335,500 円	373,881 円	354,874 円
千葉県	42.3 歳	326,573 円	416,393 円	375,264 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.3 歳	306,994 円	355,989 円	330,413 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B)	
東庄町	51.9 歳	12 人	290,400 円	318,308 円	302,100 円	—	—	—	—
うち用務員	50.3 歳	7 人	266,900 円	288,657 円	280,471 円	用務員	54.6	200,300円	1.44 倍
うち自動車運転手	56.8 歳	2 人	334,700 円	394,600 円	357,900 円	民家用乗用自動車運転手	57.8	219,700円	1.80 倍
千葉県	52.8 歳	527 人	321,373 円	377,586 円	356,399 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	—	289,845 円	308,763 円	299,031 円	—	—	—	—

区 分	(参考) 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東庄町	4,928,992 円	— 円	—
うち用務員	4,637,652 円	2,774,400 円	1.67 倍
うち自動車運転手	5,531,100 円	2,909,500 円	1.90 倍

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている千葉県内民間の平均データを使用している。
(平成24年~26年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(小・中学校(幼稚園))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	48.5 歳	371,760 円	380,160 円
千葉県	42.1 歳	356,850 円	417,759 円
類似団体	41.1 歳	299,710 円	321,421 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	42.1 歳	299,500 円	333,505 円	303,786 円
国	46.7 歳	316,503 円	—	346,447 円
類似団体	42.3 歳	297,237 円	333,066 円	306,138 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		東庄町	千葉県	国
一般行政職	大学卒(上級)	182,800 円	182,800 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
	高校卒(初級)	148,200 円	148,200 円	一般職 142,100 円
技能労務職	高校卒	135,400 円	145,800 円	-
	中学卒	123,900 円	133,000 円	-
教育職	大学卒	197,900 円	204,700 円	-
	短大卒	169,200 円	-	-
医療職	保健師	大学卒	-	203,400 円
		短大3年卒	-	191,300 円
	看護師	短大3年卒	-	191,300 円
		短大2年卒	-	182,900 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	352,900 円	- 円	427,600 円
	高校卒	- 円	- 円	378,067 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	302,150 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

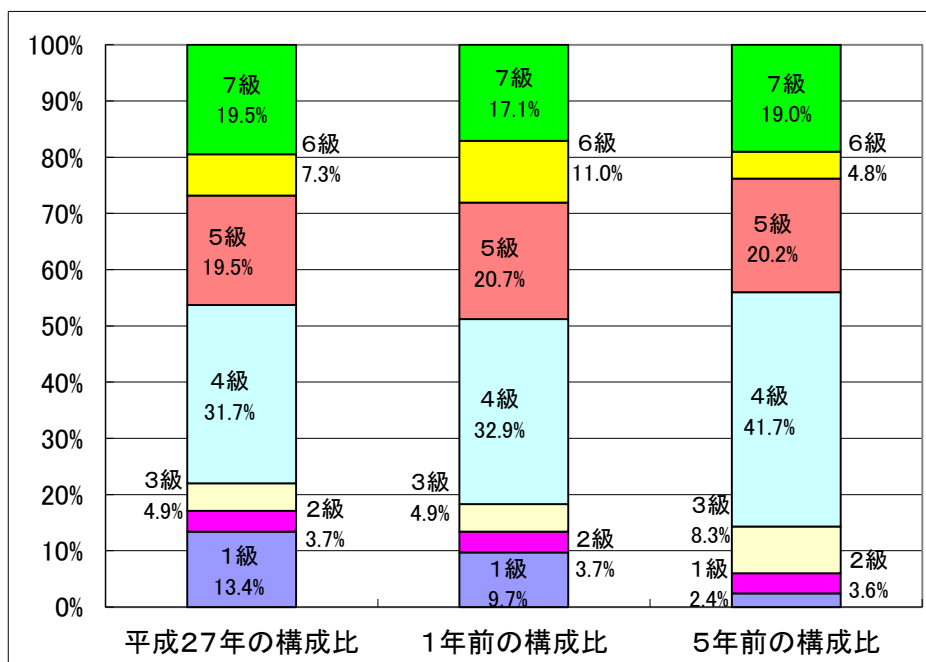
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補	11 人	13.4 %	139,200 円	244,900 円
2 級	主任主事、主事	3 人	3.7 %	189,700 円	301,900 円
3 級	副主査、主任主事	4 人	4.9 %	225,600 円	347,700 円
4 級	主査	26 人	31.7 %	258,300 円	378,700 円
5 級	係長、主査	16 人	19.5 %	285,000 円	390,700 円
6 級	課長補佐	6 人	7.3 %	315,800 円	407,900 円
7 級	課長、主幹	16 人	19.5 %	360,100 円	442,600 円

(注) 1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、平成27年3月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況 平成27年3月1日に実施した勤務評定の結果を平成27年4月1日の昇給に反映させた。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東庄町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,466 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,678 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、3月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 勤勉手当への反映はせずに、成績率に差を設けず一律の支給を行った。</p>
--

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

東庄町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	5,201 千円	21,092 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

※ 東庄町は地域手当を支給していません。

支給実績(26年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東庄町	0 %	166 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	34,946 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	1,294,296 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	16.3 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師、准看護師	正規の勤務時間による一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等に従事したとき	勤務1回につき2時間に満たないとき 2,100円 勤務1回につき2時間を超え4時間未満のとき 2,950円 勤務1回につき4時間を超えるとき 3,350円
特別調整手当	病院の医師	経験年数に応じ、高度な医療に従事したとき	月額200,000円の範囲内
医師研究手当	病院の医師	高度な医療に対応するため、病院診療を通して調査研究を行い、医療に従事したとき	月額100,000円の範囲内
健診・予防接種手当	病院の医師	病院外で行う健診・予防接種に従事したとき	月額10,000円
呼出手当	病院の医師	診療時間外に呼出を受けて外来患者の診療を行ったとき	午前8時30分から午後5時15分までの診療 患者1人 1,000円 午後5時15分から午前8時30分までの診療 患者1人 2,000円
宅直手当	病院の医師	診療時間外の緊急診療に対処するため自宅待機を命じられた待機したとき	午前8時30分から午後5時15分までの待機 一回 20,000円 午後0時30分から午後5時15分までの待機 一回 10,000円 午後5時15分から午前8時30分までの待機 一回 20,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	16,744 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	123 千円
支給実績(25年度決算)	14,873 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	109 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の親族で1人につき6,500円(ただし、配偶者がいない者の1人目は11,000円とする)、16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算	同じ	-	14,419 千円	218,470 円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合のみ)家賃に応じ月額27,000円が限度。	同じ	-	4,384 千円	313,107 円
通勤手当	公共機関等原則として定期券代を全額(6か月定期額)、自家用車等は2Km以上で距離に応じて2,500円~24,500円	異なる	自家用車等の一部額	8,995 千円	76,232 円
管理職手当	管理の地位にある職員に給料月額4%から18%	異なる	区分及びその額	10,699 千円	396,269 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	-	455 千円	13,803 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時の間に勤務する職員に勤務1時間当たり給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	3,085 千円	134,121 円
宿日直手当	週休日及び祝日、年末年始の休日の宿日直等一般日直4,200円、病院の宿日直7,000円、但し5時間未満はその半額	同じ	-	4,377 千円	31,715 円
管理職員特別勤務手当	管理の地位にある職員が週休日、祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、職名により5,000円~10,000円ただし勤務が6時間を超える場合はこの額に100分の150を乗じた額とする	異なる	区分及びその額	102 千円	17,000 円
初任給調整手当	医師に採用された職員に一定期間支給(月額)216,000円以下	同じ	-	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	706,500 円	((参考)類似団体における最高/最低額			
		785,000 円)		846,000 円	/	553,000 円	
報 酬	副 町 長	595,700 円	(
		644,000 円)		676,000 円	/	480,000 円	
報 酬	議 長	298,000 円	(
		円)		340,000 円	/	247,000 円	
	副 議 長	243,000 円	(
		円)		280,000 円	/	191,100 円	
	議 員	220,000 円	(
		円)		258,000 円	/	172,900 円	
期 末 手 当	町 長	(26年度支給割合)					
	副 町 長	4.10 月分					
期 末 手 当	議 長	(26年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	2.60 月分					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
		給料月額×在職月数×35/100	13,188,000 円	任期ごと			
退 職 手 当	副 町 長	給料月額×在職月数×25/100	7,728,000 円	任期ごと			
	備 考						

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。減額措置は平成27年4月から平成28年3月までです。

2 退職手当の「1期の手当額」は、退職月の給料月額及び4月1日の支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における減額前の給料額で算出した場合の退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

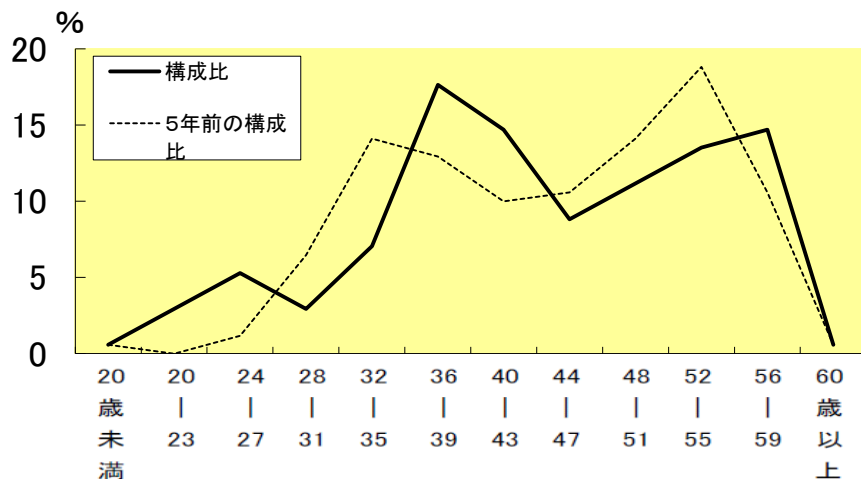
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		
	総務	27	26	△ 1	事務の効率化
	税務	13	13		
	労働	1	1		
	農水	10	10		
	商工	2	2		
	土木	9	10	1	事務の拡充
	衛生	6	6		
	民生	11	11		
	計	81	81		<参考> 人口10,000人当たり職員数 54.55 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 75.12 人)
*教育部門	22	21	△ 1	退職不補充、臨時職員を雇用	
消防部門	—	—	—		
小 計	103	102	△ 1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 68.70 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 92.69 人)	
公 営 企 業 計 等 部	病院	48	46	△ 2	退職欠員により募集するも応募なし
	水道	4	4		
	その他	14	15	1	訪問看護業務の拡充
	小 計	66	65	△ 1	
合 計	169	167	△ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 112.47 人	
	[195]	[195]	[]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(*平成26年、27年とも教育長を含まない)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	3人	6人	9人	5人	11人	25人	29人	14人	19人	24人	22人	0人	167人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	84	83	81	79	81	81	△3	-3.6%
教育	27	27	25	24	22	21	△6	-22.2%
消防	—	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	111	110	106	103	103	102	△9	-8.1%
公営企業等会計	58	63	63	63	66	65	7	12.1%
総合計	169	173	169	166	169	167	△2	-1.2%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

ただし、定員管理調査において平成27年調査から教育長が計数の対象外となったため、22～26年度についても教育長1名分を除外した。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	351,967	64,127	30,078	8.5	8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	26年度	16,896	1,536	6,258	24,690	6,173

(参考)市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費 【平成26年度】	千円
	6,129

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東庄町水道事業	43.8 歳	352,000 円	514,391 円
市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東庄町水道事業		市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,565 千円		1,484 千円	
(26年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.50 月分		
(1.45)月分	(0.70)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5%~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

東庄町水道事業			市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)				
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	15,286 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

※ 東庄町は地域手当を支給していません。

支給実績(26年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東庄町	0 %	4 人	0 %

エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

※ 該当する手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	529 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	132 千円
支給実績 (25年度決算)	378 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	95 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の親族1人につき6,500円、(ただし、配偶者がいない者の1人目は11,000円とする)、16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算	同じ	-	522 千円	130,500 円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合のみ)家賃に応じ月額27,000円が限度。	同じ	-	0 千円	0 円
通勤手当	公共機関等原則として定期券代を全額(6か月定期額)、自家用車等は2Km以上で距離に応じて2,500円～24,500円	同じ	-	81 千円	20,279 円
管理職手当	管理の地位にある職員に給料月額4%から18%	同じ	-	245 千円	245,220 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	-	10 千円	2,537 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時の間に勤務する職員に勤務1時間当たり給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円
宿日直手当	週休日及び祝日、年末年始の休日の宿日直等日直5,500円、但し5時間未満は2,750円	同じ	-	149 千円	37,125 円
管理職特別勤務手当	管理の地位にある職員が週休日、祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、職名により5,000円～10,000円ただし勤務が6時間を超える場合はこの額に100分の150を乗じた額とする	同じ	-	0 千円	0 円